

転入

福井市に引越しされた方へ

月 日 受付

福井市に住み始めた日から14日以内に本館1階 市民課 5番窓口
 転入届を提出してください。

《届出に必要なもの》

- 「転出証明書」…転入前の住所地で発行（発行されなかった場合は不要）
- 次のものをお持ちの方…「マイナンバーカード」/「住民基本台帳カード」
- 外国人の方…「在留カード」または「特別永住者証明書」
- 国外から転入の方…「パスポート（入国日のスタンプが押印されたもの）」
 「戸籍謄本」「戸籍附票」

本人確認書類（有効期限内のもの）を忘れずに
 お持ちください！

【1点で本人確認できるもの】

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

【上記をお持ちでない場合】

- 次の中から2点をお持ちください。
- ・健康保険証または資格確認書
 - ・年金手帳
 - ・年金証書
 - ・介護保険被保険者証
 - ・顔写真付きの社員証、学生証など

- ・代理人の方が手続きする場合は、委任状が必要です。
- ・各用紙に記入する氏名が自署でない場合等、印鑑が必要になることがあります。
- ・世帯状況等によっては、その他の手続きが必要になる場合があります。

R7.4.1

該当	下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	済	担当課
住所・戸籍	<input type="checkbox"/>	印鑑登録が必要	◎印鑑登録 ・代理人が申請した場合及び本人確認が不十分な場合は、登録証（カード）は後日お渡します	<input type="checkbox"/>	本館1階 市民課 5番窓口 TEL (0776) 20-5287
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持っている	◎マイナンバーカード/住民基本台帳カードの継続利用（住所変更） ・転入後、90日以内に手続きをしてください。期間を超えると失効します。再発行には手数料がかかります。	<input type="checkbox"/>	
保険・年金	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している（社会保険等に加入していない）	◎国民健康保険の加入 ・学生や施設等に入所される方は、前住所地の国民健康保険を継続する場合があります。 ・前年度の収入（所得）により、保険税が計算されます。	<input type="checkbox"/>	本館2階 保険年金課 TEL (0776) 20-5678
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入している	◎後期高齢者医療保険の加入 ・75歳以上（障害認定者は65歳以上）の方が対象です。 ・資格確認書等は、後日送付します。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	国民年金を受給している	◎福井年金事務所または各共済組合に手続きの有無を確認してください。 ・海外から転入の場合は、国民年金への加入が必要です。 ・勤め先を退職した場合は、第1号被保険者に切り替える手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	
介護	<input type="checkbox"/>	前住所地で要介護・要支援認定を受けていた	◎要介護認定申請の手続き ・被保険者証は、後日送付します。 ・認定を受けていない場合、申請は必要ありません。	<input type="checkbox"/>	別館2階 介護保険課 TEL (0776) 20-5715
児童手当など	<input type="checkbox"/>	高校3年生相当（満18歳の年度末）までの子どもを養育している	◎児童手当の申請 ・転出予定日の翌日から15日以内に申請された場合は、転出予定日の翌月分からの支給に、15日を過ぎてから申請された場合は、申請日の翌月分からの支給になります。	<input type="checkbox"/>	別館2階 子ども政策課 TEL (0776) 20-5412 お渡すもの □はぐくむ book □ブックスタート
	<input type="checkbox"/>	高校3年生相当（満18歳の年度末）までの子どもを養育している	◎子ども医療費助成の申請 ・子どもが加入する健康保険の被保険者である保護者（父または母）が申請してください。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	高校3年生相当（満18歳の年度末）までの子どもを養育するひとり親家庭等の保護者	◎児童扶養手当の住所変更等の手続き	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	20歳未満（満20歳到達月未まで）の子どもを養育するひとり親家庭等の保護者	◎ひとり親家庭等医療費等助成の申請等の手続き	<input type="checkbox"/>	

	該当	下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	済	担当課
小中学校	<input type="checkbox"/>	福井市立の小中学校、中学校に転校する	◎学校指定通知書の発行 ・福井市では市立小中学校とも住所地によって学区が決まっています。特別な事情により、校区外の学校へ通学を希望する場合は、ご相談ください。		<input type="checkbox"/>	本館6階 学校教育課 TEL (0776) 20-5350
	<input type="checkbox"/>	第2子以降の0~2歳児を在宅で育児する世帯	◎在宅育児応援手当 ・支給要件等の詳細についてはお問合せください。		<input type="checkbox"/>	別館2階 こども政策課 TEL (0776) 20-5412
	<input type="checkbox"/>	・保育園、認定こども園に入園を希望する ・前住所地で幼稚園、保育園、こども園に在園していた	◎こども保育課にご相談ください。		<input type="checkbox"/>	別館2階 こども保育課 TEL (0776) 20-5270
	<input type="checkbox"/>	他市町村において、幼児教育・保育無償化の対象となるために「施設等利用給付認定」(保育の必要性の認定)を受けている	◎認可外保育施設/一時預かり事業/病児保育事業の新たな認定申請	・お問合せください。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	母子健康手帳を持っている	◎妊婦健康診査受診券、子どもの健診の受診券の交付申請(こども家庭センター「ふくっこ」で申請してください) ・他市町村発行の母子健康手帳は、そのまま使用できます。住所はご自身で訂正してください。	・転入前市町村の母子健康手帳 ・転入前市町村の妊婦健診等受診券	<input type="checkbox"/>	こども家庭センター 「ふくっこ」 (城東4丁目 14-30) TEL (0776) 20-5337
	<input type="checkbox"/>	妊婦が、前住所地で妊婦のための支援給付を受けていない	◎妊婦のための支援給付 ・給付要件等の詳細については、こども家庭センター「ふくっこ」にお問合せください。		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	定期予防接種(無料)を受ける	◎対象年齢にあわせて通知しています。 ◎通知時期を過ぎて転入された場合は、交付申請が必要です。(福井市こども家庭センターで申請してください)	・母子健康手帳	<input type="checkbox"/>	
障がい	<input type="checkbox"/>	障害者手帳・自立支援受給者証等をもっている	◎住所変更の手続き ・所得課税証明が必要になる場合があります。	・障害者手帳 ・マイナンバーがわかるもの ・所得課税証明 ・各種受給者証 ・健康保険証または保険情報がわかるもの	<input type="checkbox"/>	別館1階 障がい福祉課 TEL (0776) 20-5435
	<input type="checkbox"/>	・身体障害者手帳の1~3級の方(3級は所得制限あり) ・療育手帳のA、Bの一部の方(Bは所得制限あり) ・精神障害者保健福祉手帳の1・2級かつ自立支援医療の受給者(所得制限あり)	◎重度障害者(児)医療費等の助成の手続き	・家族全員のマイナンバーがわかるもの、または所得証明 ・障害者手帳 ・健康保険証または保険情報がわかるもの ・普通預金通帳(受給者)	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	前住所地で特別児童扶養手当を受給していた	◎住所変更	・特別児童扶養手当を受給していることがわかるもの ・詳しくはお問合せください。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	前住所地で障害児福祉手当/特別障害者福祉手当/経過措置福祉手当を受給していた	◎住所変更	・お問合せください。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	・身体障害者手帳の2級以上の方 ・療育手帳のA、Bの一部の方	◎重症心身障害者(児)福祉手当 ・所得制限等の条件があります。詳しくはお問合せください。	・家族全員のマイナンバーがわかるもの、または所得証明 ・障害者手帳 ・普通預金通帳(受給者) ・各種年金証書または直近の振込通知書の写し	<input type="checkbox"/>	
その他	<input type="checkbox"/>	特定医療費(指定難病)/小児慢性特定疾病医療費の受給者証を持っている	◎住所変更等の手続き	・お問合せください。	<input type="checkbox"/>	地域保健課 (市保健所☆) TEL (0776) 33-5185
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っている	▶マイクロチップを装着している場合 ◎住所変更の手続き ・オンライン(犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト)で手続きをしてください。窓口での手続きは不要です。 ※マイクロチップ情報の登録が不明な場合はお問い合わせください。 ▶マイクロチップを装着していない場合 ◎住所変更の手続き ・窓口での手続きが必要です。	・前住所地で発行された鑑札(お持ちの方) ・鑑札再発行手数料(前住所地の鑑札を紛失していた場合のみ:1,600円)	<input type="checkbox"/>	生活衛生課 (市保健所☆) TEL (0776) 33-5183
	<input type="checkbox"/>	新たに水道の使用を開始する	◎使用開始の手続き ・3営業日前までに電話またはインターネットで手続きください		<input type="checkbox"/>	上下水道局1階 上下水 お客様センター TEL (0776) 20-5621
	<input type="checkbox"/>	下水道/(美山地区)浄化槽/集落排水を使用する	◎市の水道を使用の場合は、連絡不要です。 ◎市の水道以外の水(井戸水等)を使用の場合は、連絡が必要です。 ・新たに使用する場合は、開始届の提出 ・世帯人数が変更になる場合は、変更届の提出		<input type="checkbox"/>	

☆(市保健所)の所在は 西木田2丁目8-8です。

転入

R7.4.1